

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第34号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第18項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定により兼職されたものとみなされる職員を除く。

第1条中第22項を第23項とし、第19項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、同条第18項の次に次の1項を加える。

19 保健福祉局生活福祉部保険年金課に属する職員のうち次の表の左欄に掲げる職にある職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、北区役所、右京区役所及び伏見区役所深草支所における同表の右欄に掲げる職に兼職されたものとみなす。

保健福祉局生活福祉部保険年金課長	保健福祉センター健康福祉部保険年金課担当課長
保健福祉局生活福祉部保険年金課国民健康保険・後期高齢者医療担当課長	保健福祉センター健康福祉部保険年金課担当課長
保健福祉局生活福祉部保険年金課担当係長（市長が別に定めるものに限る。）	保健福祉センター健康福祉部保険年金課担当係長

第2条第19項各号列記以外の部分中「前条第21項」を「前条第22項」に、「同条第22項」を「同条第23項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項各号列記以外の部分中「前条第19項」を「前条第20項」に、「第20項」を「第21項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項第1号中「の徴収」の右に「及び徴収金の過誤納金の還付」を加え、同項の次に次の1項を加える。

18 前条第19項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、徴収金の過誤納金の還付に関する事務に従事させる。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)